

漁業用燃油価格安定対策事業  
事業参加契約団体 御中

一般社団法人漁業経営安定化推進協会  
＜公印省略＞

## 平成30年度第2四半期(平成30年7～9月)の補填判定結果について 【 漁業用燃油 】

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成30年度第2四半期(平成30年7～9月)の平均原油価格につきましては、52,076.6円/klで価格差補填の基準価格(7中5平均原油価格×100%=48,529.1円/kl)と、急騰対策補填の発動要件①(平均原油価格×85%=41,249.7円/kl)及び②(前年同期の平均原油価格×120%=42,296.0円)を超過したため、価格差補填の特例として急騰対策の補填単価:6,640円/klで補填発動となりましたことをご連絡いたします。

補填金受取後、今般の燃油価格の急騰への対応として、第2四半期については希望者のみ補填単価と同額(6,640円/kl)を漁業者積立金から追加でお支払いすることができないか検討を進めております。詳細につきましては、確定しましたら追ってご連絡いたします。

なお、購入実績数量の報告につきましては、1次支払の団体は11月中旬までにご利用します。2次支払の団体は11月末までにご報告ください。詳しくはスケジュールをご覧ください。(購入実績数量の報告シートにつきましては、本日送信いたします)

平成30年度第2四半期(平成30年7～9月)の平均原油価格				
7月	8月	9月	合計	四半期平均
51,220.0	50,640.0	54,370.0	156,230.0	52,076.7 円/kl

◎	価格差補填	
	価格差補填の基準価格 (7中5平均原油価格)	48,529.1 円/kl

◎	急騰対策補填	
①	○ 7中5平均原油価格 ( 48,529.1 円/kl) × 85%	41,249.7 円/kl
②*	- 直前四半期の平均原油価格 ( 49,473.3 円/kl) × 120%	59,368.0 円/kl
	○ 前年同期の平均原油価格 ( 35,246.6 円/kl) × 120%	42,296.0 円/kl

※②について直前四半期と前年同期を両方満たす場合においては、直前四半期の価格を優先して採用します。補填単価の算出には平均価格の100%を用いて算出します。

平成30年度第2四半期(平成30年7～9月)の補填単価 (10円未満切り捨て) [急騰対策採用]		6,640 円/kl (追加払い希望者は) 13,280円/kl(検討中)
補填単価 算出式※	(価格差補填の基準価格-前年同期の平均原油価格) × 1/2 (10円未満切り捨て) (48,529.1円/kl-35,246.6円/kl) × 1/2	

※急騰対策の補填単価を採用した場合、補填単価の上限は「価格差補填の基準価格-直前四半期(又は前年同期)の平均原油価格」となります。

補填単価の負担割合						
希 望 加 入 者 の 支 払 い	通常		価格差補填(108.5%ライン)		追加支払い分	
	4,130		2,510			
	国(1)	漁業者(1)	国(2)	漁業者(1)	国(0)	漁業者(1)
希 望 加 入 者 の 支 払 い	通常		価格差補填(108.5%ライン)		追加支払い分	
	4,130		2,510		6,640(検討中)	
	国(1)	漁業者(1)	国(2)	漁業者(1)	国(0)	漁業者(1)
	2,065	2,065	1,673	837	0	6,640(検討中)

以上

# 平成30年7～9月期における価格差補填金の特例

## ・価格差補填と急騰対策の両方の基準を超過

価格差補填金単価(7中5): 3,540円/kl < 急騰対策補填金単価: 6,640円/kl

漁業経営セーフティーネット構築事業の運用について(平成22年3月30日21水漁第3038号水産庁長官通知)第1の6の(4)の規定に基づき、価格差補填金の特例が適用されます。

価格差補填金の特例を適用した補填単価は、6,640円/klです。

みなし単価 = 補填基準価格 + 急騰対策の補填単価

**55,169.1円/kl** (48,529.1 + 6,640)

1 : 2 部分 = みなし単価 - 補填基準価格 × 108.5%

**2,510円/kl** (55,169.1 - 52,654.0) (10円未満を切り捨て)

1 : 1 部分 = 急騰対策の補填単価 - 1 : 2 部分の単価

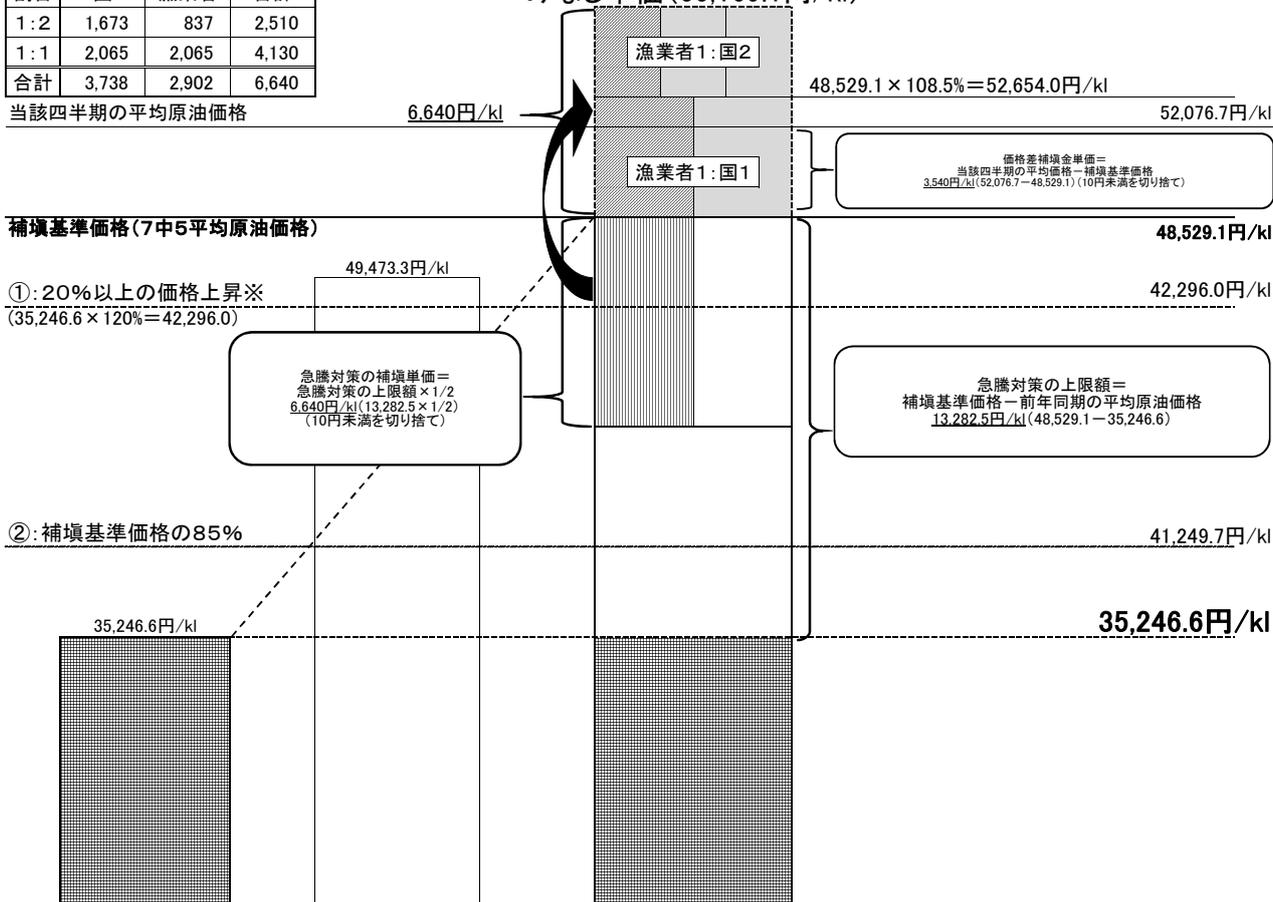
**4,130円/kl** (6,640 - 2,510)

補填単価の負担割合			
割合	国	漁業者	合計
1:2	1,673	837	2,510
1:1	2,065	2,065	4,130
合計	3,738	2,902	6,640

当該四半期の平均原油価格

6,640円/kl

みなし単価(55,169.1円/kl)



※前年同期の平均原油価格

直前四半期の平均原油価格

対象四半期の平均原油価格

- 急騰対策は、当該四半期の平均原油価格が補填基準価格(7中5平均価格)に達するまでが範囲となります。このため、当該四半期の平均原油価格が補填基準価格に達した場合には、価格差補填が発動します。
- 価格差補填と急騰対策補填の両方で基準を超過した場合は、どちらか大きい額が補填単価となり、価格差補填の仕組みによる発動となります。

したがって、価格差補填と急騰対策補填を合計した補填単価にはなりません。